

北九条小学校いじめ防止基本方針

令和5(2023)年3月改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

札幌市北九条小学校(以下「本校」という。)は、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第13条、札幌市教育委員会・子ども未来局の方針に基づき、基本的な方針(以下「学校いじめ防止基本方針」という。)を策定する。

さらに、本校では、いじめ対策委員会を「学校いじめ防止基本方針」に位置付け、設置し、いじめに対して組織的かつ速やかに対応する。また、いじめ対策委員会は、管理職や主幹教諭、特別支援教育コーディネーター(保健主事)、通級担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。必要に応じて相談支援パートナーを加えたり、構成員を絞った委員会を開催したりと、その都度柔軟に運営する。

1 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条より)

国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」では、具体的ないじめの態様について、以下のように示されている。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、学校の役割と責任を自覚しなければならない。

「いじめの防止等のための基本的な方針」（第1 2）では、以下のとおり、いじめの防止等の基本理念を掲げている。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

国が掲げるいじめ防止等に関する基本理念は、札幌市や本校のいじめ防止等に係る基本的な考え方と一致している。

3 学校いじめ防止基本方針

以下のことを意図して、学校いじめ防止基本方針を策定する。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まずに、組織として一貫した対応となる。
- ・学校の対応を示すことは、児童及びその保護者が学校生活を送る上での安心感につながるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

(1) いじめの未然防止の取組

① 「いじめ」についての理解

- 1) 低学年のうちから、教職員と児童が「いじめとは何か」「何がいじめなのか」について認識を共有する。「してはいけないこと」を低学年から具体的に意識付けする。何が「いじめ」なのかを伝える。
- 2) 被害児童の気持ちを理解した上で支援を行う。被害児童は、一人で不安や悩みを抱え、いじめが深刻化する場合がある。
- 3) 加害児童や関係児童の指導、支援も行う。「なぜいじめを行うのか」という視点をもつ。

② 豊かな心の育成

- 1) 道徳教育を充実させ、生命の尊重・思いやりの心を育む教育活動に取り組む。
- 2) 一人一人が大事にされていること、自己肯定感や自己有用感を育む。
- 3) 家庭や地域との連携や外部講師の活用など工夫しながら行う。

③ 学習における学び合いの推進

- 1) 学び合いにおける授業規律（発言の聴き方、発表の仕方等）を育む。
- 2) 少人数グループや学級において、互いを尊重した学び合いを適宜取り入れる。

④ 児童会によるいじめ防止の取組

- 1) 自己肯定感、自己有用感を育むために、互いに助け合い支え合う活動や、あいさつ運動等よりよい学校づくりのために発信する取組を通して、いじめ防止活動を推進する。

例) 書記局と各委員会が連携し、いじめ撲滅月間を推進。児童会でテーマを決め、全児童が「ストップいじめ」宣言を紙に書き、掲示板に装飾する等。

⑤ 異学年交流（花の輪活動）の取組

- 1) 異年齢集団で、遊んだり、学んだりすることを通して、高学年としての自覚や自分を律する心、相手を思いやる心や言動等を育む。

⑥ 情報モラル教育の推進

- 1) 児童及び保護者、教職員に情報モラルに関わる内容について、ホームページを活用して周知をしたり、懇談会で話題にしたりする。

⑦ 学校いじめ防止基本方針の教職員の共通理解

- 1) 学校経営案へ学校いじめ防止基本方針に関わる内容を位置付ける。
- 2) 学校経営案提示時に校長から及び特別委員会（いじめ対策委員会）提案時には実務担当者から、本方針について説明をする。
- 3) 年度初めには、【別添1】「いじめ対応フローチャート」や【別添2】「重大事態発生時対応フローチャート」、【別添4】「早期発見のためのチェックリスト」、【別添6】「児童との個人面談での留意点」を教職員間で共有する。

⑧ 校務の効率化

- 1) 教育活動の精選や見直しによる担任の業務軽減を図る。
- 2) 教職員が児童と向き合う時間を確保するため、校務分掌の適正化を図る。
例) 学びのサポーター、相談支援パートナー、加配人材の有効活用
例) 担任の得意分野を生かした授業交流

⑨ 地域や家庭との連携

- 1) 本方針をホームページで公開し、いじめ防止の取組についていつでも見られるようにし、共通理解を図る。
- 2) 1学期に実施するPTAや地域の行事、会議や懇談会などで、【別添5】「子どもの様子チェックリスト～家庭用～」を配布し、児童の情報を交流する。
- 3) 進学に関わり、地域の中学校と引継ぎ事項を決め、児童の情報を伝える。

⑩ 若手教員や学級経営に困りを抱える教員を支える組織づくり

- 1) 授業改善部が、担任の実践的指導力を向上するための取組や研修を企画、実施する。
- 2) 学年で時期（長期休み明けや前期終了時等）を合わせて、【別添4】「早期発見のためのチェックリスト～担任用～」を実施し、児童の状況を把握する。
- 3) 担任をもたない教員や児童生徒加配教員、相談支援パートナーなどが、【別添1】

「いじめ対応フローチャート」や【別添4】「早期発見のためのチェックリスト」、【別添6】「児童との個人面談での留意点」を使用しながら、担任の生徒指導に関わる困りに寄り添い、助言をしたり、支えたりする。

⑪ 事案が起きた時の即時的な情報共有体制

1) 校務支援システムを効果的に活用する方法を検討する。

⑫ 児童の心の変化や成長を捉える組織的対応

- 1) 学級編成を1年ごと実施する。
- 2) 通級教員と学級担任が連携し、校内支援や保護者面談等を推進する。
- 3) 児童理解全体会へスクールカウンセラーの参加を随時依頼する。
- 4) いじめられた児童へ、事実とその時の気持ちについて分けて聴取する。

(2) いじめの早期発見の取組

① 児童のよさや困り等の把握

- 1) 校務PC掲示板や日常の打合せの中で得た情報を、学年間や担任外等と共有する。
- 2) 特別支援教育コーディネーターが収集・集約した情報を関係教職員で共有する。

② アンケート「悩みいじめ調査」の実施・対応

- 1) 年2回程度（令和4年度は6月と11月）調査を実施する。
- 2) アンケート調査の目的は、いじめがあるかないかという「事実確認」と児童のいじめに対する「意識の確認」である。担任だけではなく、いじめ対策委員会の委員等複数で調査結果に目を通す。
- 3) 調査集約後、いじめ対策委員会を開催し、認知したいじめの事実及び児童の意識について共有、対応を検討する。

③ 児童と保護者との関わりによる児童理解

- 1) 登下校時、玄関や教室で、児童や保護者と話したり、様子を見たりする。
- 2) 児童の学校での様子について、適時保護者へ伝え、家庭での様子を伺う。【別添4】「早期発見のためのチェックリスト～担任用～」や【別添5】「子どもの様子チェックリスト～家庭用～」を活用する。
- 3) 児童や保護者が、不安や悩みをいつでも相談できる教育相談体制を整える。スクールカウンセラーや相談支援パートナー、学びのサポーターなどを有効に活用する。

(3) いじめへの対応

①いじめ対策委員会の設置

1) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく未然防止等の取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。
- ・アンケート調査や教育相談等について計画的に実施する。
- ・いじめに関わる情報の集約、いじめ事案が発生した際の会議の招集を行う。
- ・いじめ事案への対応を検討する。
- ・教職員の共通理解と意識啓発を行う。
- ・児童や保護者、地域への情報発信と意識啓発を行う。
- ・「学校いじめ防止基本方針」の改善を図る。
- ・重大事態への対応を行う。
- ・年度初めと年度末の定期的実施される「いじめ対策委員会」において、【別添3】『いじめ対策委員会』チェックリスト」を活用し、本委員会の推進に努める。

2) 組織の構成

いじめ対策委員会は、管理職や主幹教諭、特別支援教育コーディネーター(保健主事)、通級担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。必要に応じて相談支援パートナーを加えたり、構成員を絞った委員会を開催したりと、その都度柔軟に運営する。

② 組織で速やかな対応

- 1) いじめと判断される事例があったときには、即時場を抑え、【別添6】「児童との個人面談での留意点」を抑え、【別添7】「いじめ実態把握シート」を活用しながら児童から話を聴く。
- 2) 【別添1】「いじめ対応フローチャート」に則り、児童の問題行動について、特別支援教育コーディネーターに相談をする。
- 3) 「いじめ対策委員会」を定期的及び随時開催し、【別添8】いじめ対策委員会記録を活用しながら事案に対する対応を検討する。
- 4) 【別添9】「被害児童や加害児童等への対応」を活用し、関わった児童や保護者に対し、丁寧に対応する。

(4) 重大事態への対応

本校は、いじめの重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するため、【別添2】「重大事態発生時対応フローチャート」に基づき、速やかで適切な方法により、事実関係を明確に調査する。

「重大事態」とは

- ① 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたケース
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童が相当の期間（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらない。
- ③ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

本校で重大事態に係る調査を行ったときには、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。また、市教委や外部機関と連携しながら、加害者及び被害者への心的ケアにあたるなど、専門家からの助言を基にした対応を検討する。

□別添資料

【別添1】いじめ対応フローチャート

【別添2】重大事態発生時対応フローチャート

【別添3】「いじめ対策委員会」チェックリスト

【別添4】早期発見のためのチェックリスト～担任用～

【別添5】子どもの様子チェックリスト～家庭用～

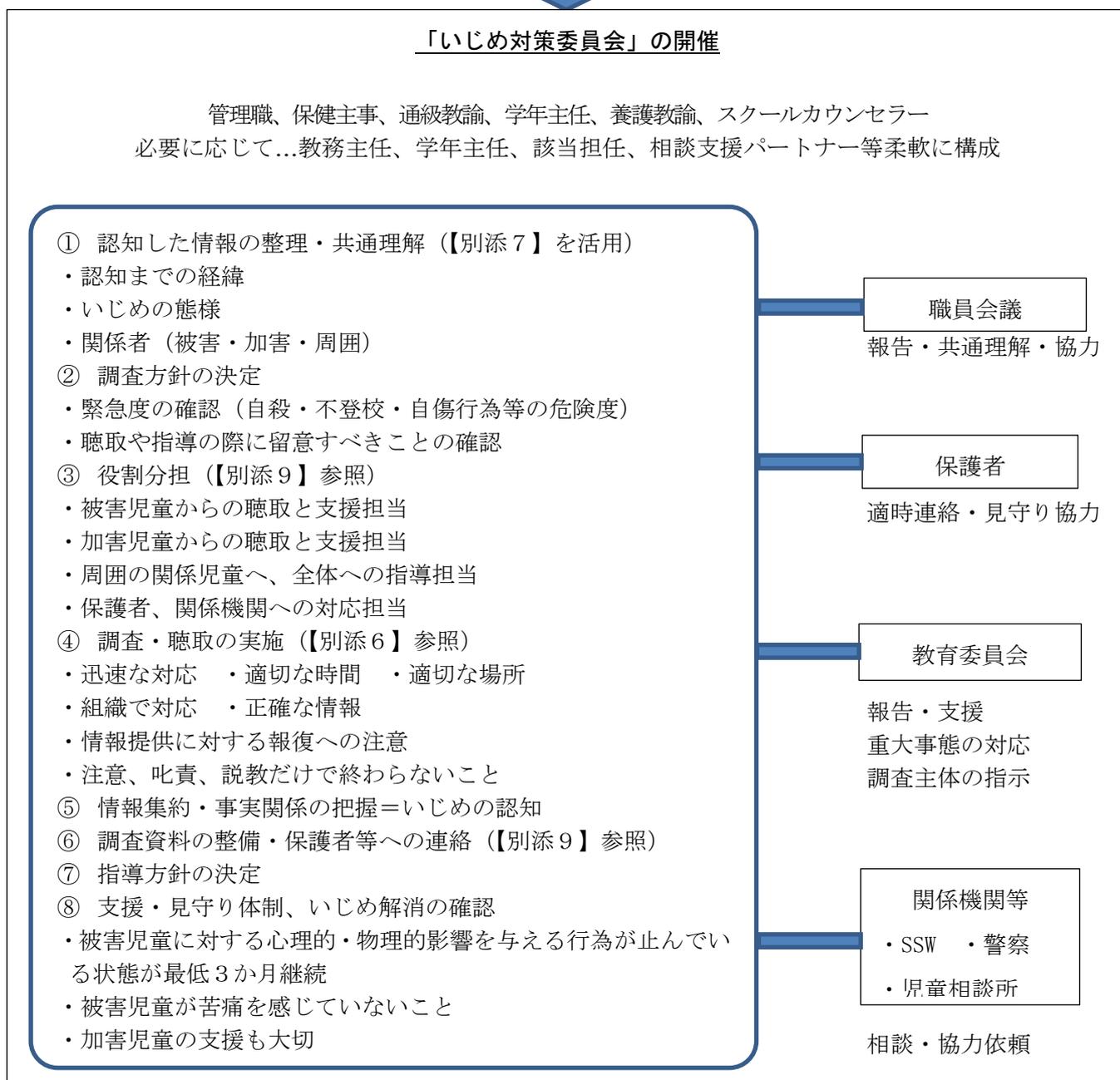
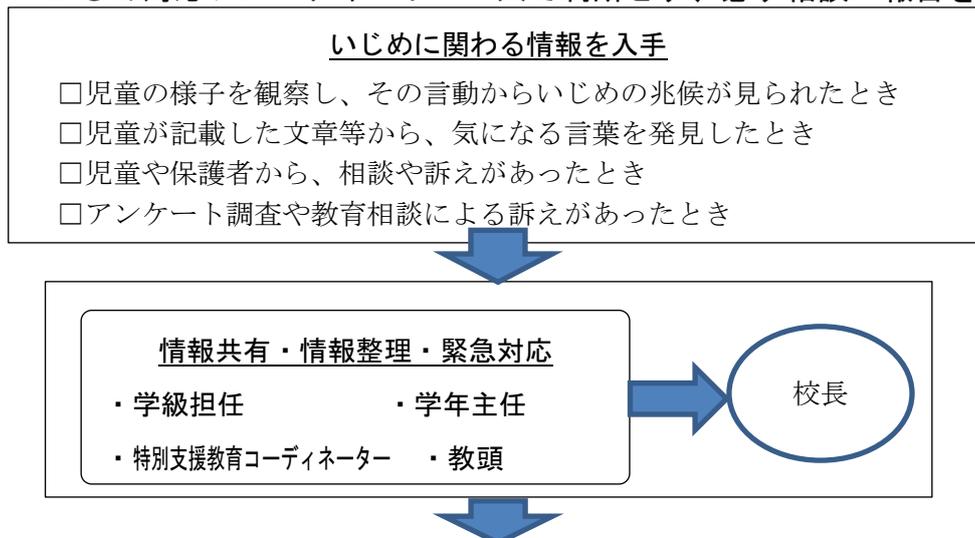
【別添6】児童との個人面談での留意点

【別添7】いじめ実態把握シート

【別添8】いじめ対策委員会記録

【別添9】被害児童や加害児童等への対応

【別添1】 いじめ対応フローチャート「一人で判断せず、必ず相談・報告を」



重大事態発生時対応フローチャート

1 重大事態発生の報告

□教育委員会を通じて市長に重大事態の発生を報告

2 調査主体の判断

□教育委員会が発生した重大事態の特性や経緯、いじめられた児童又は保護者の申立などを踏まえて、学校と教育委員会のどちらが主体になるかを判断する。

学校が調査の主体の場合

本校「いじめ対策委員会」に弁護士等の専門家を加えて実施

教育委員会が調査の主体の場合

「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」で実施

3 調査の実施

■調査の目的：事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、当該事態と同種の事態の発生の防止を図る。※民事・刑事上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではない。事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が何よりも重要である。

- ・いじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか。
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。
- ・学校、教職員がどのように対応したか。

■調査の方法：いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。

4 調査結果の提供及び報告

■調査の進捗状況等及び調査結果は、教育委員会又は学校からいじめられた児童及びその保護者に対して適時・適切な方法で状況を提供する。

■教育委員会から調査結果を市長に報告する。また、いじめられた児童又はその保護者から調査報告書に対する意見書が提出された場合には、調査結果に添えて市長に報告する。

5 必要に応じた再調査の実施

■調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処や同種の事態の発生の防止のための必要があると認めるときは、再調査を行う。

■再調査は、市の附属機関「札幌市子ども・子育て会議」において行う。

6 再調査結果の報告・提供

■再調査の進捗状況等及び再調査結果は、いじめられた児童及び保護者に対して適時適切な方法で行う。

■市長は、再調査の結果を議会に報告する。

7 調査結果・再調査結果の措置

■市長及び教育委員会は調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発声のために必要な措置を講ずる。

【別添3】

「いじめ対策委員会」チェックリスト

	項目	☑	内容
1	委員の構成等		いじめ対策委員会は、複数の教職員及び専門的な知識を有する者で構成している。
2	年間指導計画への位置付け		いじめ防止に係る年間指導計画を策定している。 例) 校内研修、いじめに関わる授業、児童への調査アンケート、個人面談、懇談会での説明等
3	委員会の設定		定期的に委員会を設定し、実施している。
			事案発生時に委員会を開催し、取組の進捗状況や児童の状況等について確認し、対応策を決定している。
4	情報収集と共有		事案発生時、教職員が、誰にどのような手順で報告するかをチャート図で示し、共通理解を図っている。
			児童の様子で気になることやトラブル等について、報告を受け、教職員間で情報を共有している。
5	いじめの認知		教職員から児童の様子で気になること等が報告された場合、事実確認の方法を決定している。
			本委員会がいじめの報告を受け、事案がいじめであるかどうかについて、組織として判断している。
6	対応方針の協議		いじめの早期発見に向けた対応方針を協議している。
			事案ごとに、被害や加害の児童及びその保護者に対して、誰がどのように対応するか、役割分担をして決定している。
			対応方針について、担任等が保護者に伝えるとともに、保護者の意向を確認し、本委員会に報告している。
7	指導、助言		管理職が、担任等に適切に助言をしたり、相談にのったりしている。
			若手教員には、本委員会がきめ細かに指導・助言している。
8	記録の保管、引継ぎ		全ての事案について、本委員会で確認した共通の様式で記録を残し、他の教職員が確認できる方法で保管している。
			新年度は、担任がいじめに係る記録を確実に引継ぐ。「気付き」による引継。卒業生も、進学先にいじめに係る記録内容を引継ぐ。
9	学校評価の実施「学校いじめ防止基本方針」の改訂		「学校いじめ防止基本方針」の取組について、学校評価等で成果と課題を検証している。
			評価結果を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を改訂している。
			学校評価項目には「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を位置付けている。

【別添4】

早期発見のためのチェックリスト～担任用～

記入日：令和 年 月 日

記入者：

項目に当てはまる児童の名前を記載しましょう。

児童の名前		日常の行動や様子等
1		遅刻・欠席・早退が増えた。
2		保健室等で過ごす時間が増えた。またはすぐに保健室に行きたがる。
3		用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。
4		教職員の近くにいたがる。
5		登校時に、体の不調を訴える。
6		休み時間に一人で過ごすことが多い。
7		交友関係が変わった。
8		他の子どもの持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
9		表情が暗く、元気がない。
10		視線をそらし、合わそうとしない。
11		衣服の汚れやこすれた跡等が見られる。
12		持ち物や掲示板等にいたずらや落書きをされたり、物を隠されたりする。
13		体に擦り傷やあざができていことがある。
14		けがをしている理由を曖昧にする。

児童の名前		授業や給食の様子等
1		教室にいつも遅れて入って来る。
2		学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。
3		発言したり、褒められたりすると、冷やかしやからかいがある。
4		グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。
5		グループを編成すると、机を離されたり避けられたりする。
6		給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。
7		食事の量が減ったり、食べなかったりする。

児童の名前		放課後の様子等
1		掃除の時間に一人だけ離れて掃除をしている。
2		ごみ捨てなど、いつも人の嫌がる仕事をしている。
3		一人で下校することが多い。

【別添5】

子どもの様子チェックリスト～家庭用～

記入日：令和 年 月 日

記入者：

家族に心配をかけたくないという思いから、自分からいじめられていることを打ち明けられない子どももいます。早期に助けるため、次の項目にチェックをしてみてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 登校するまでの様子	
1	朝、なかなか起きてこない。
2	いつもと違って、朝食を食べようとしない。
3	疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
4	登校時間が近付くと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴える。
5	友達の荷物を持たされている。
6	一人で登下校するようになる。遠回りあるいは時間帯をずらして登下校する。
7	途中で家に戻って来る。

<input checked="" type="checkbox"/> 日常における家庭生活の変化	
1	服の汚れや破れ、体にあざやすり傷があっても理由を言いたがらない。
2	すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したくない。
3	いつもより帰宅が遅い。
4	電話に出たがらない。
5	お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
6	成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
7	食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

<input checked="" type="checkbox"/> 持ち物の変化	
1	持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
2	学用品や持ち物がなくなっていく。買った覚えのない物を持っている。

<input checked="" type="checkbox"/> 友人関係の変化	
1	遊んでいるとき、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
2	友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
3	友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メール（SNS）を気にする。
4	いじめの話をするとう強く否定する。

<input checked="" type="checkbox"/> 家族との関係の変化	
1	親と視線を合わせない。
2	家族と話をしなくなる。学校の話避けるようになる。
3	親への反抗や兄弟をいじめる。ペットに八つ当たりする。

1 「聴き上手」…傾聴し、信頼関係をつくる

- ・最初は、児童が日常生活で興味関心をもっていることや好きなことなどを切り口とし、徐々に相談へと進める
- ・児童の目を見ながら、柔らかい表情で「はい。」「そうだね。」「なるほど。」等、相槌を打ちながら聴く。
- ・児童から聞かれたことについては、具体例を挙げながら分かりやすく話す。教員の考えや価値観等、押し付けない。
- ・子どもの話に興味をもちながら聴く。
- ・児童の行動や感情を認める。
- ・児童のあるがままを受け入れる。迎合することではない。

2 児童の話を聴きながら、核心をつく

- ・先生は自分の話をよく聞いてくれているという安心感をもてるように、児童の話した語尾や感情のポイントを繰り返しながら聴く。
- ・「そのことについてもう少し話してみませんか。」「その時、どのような気持ちになりましたか。」「今、話していてどんな気持ちですか。」「これからどうなりたいですか。どうなったらよいと思いますか。」等、問いかけることで、児童が自己理解を深めるようにする。
- ・自己理解を深めた後、自分の目標などを自覚できるようにする。

3 必要に応じて児童に行動を促す働きかけをする

- ・「～してみたら。」「～はどう。」等の助言、「先生だったら～するかな。」「この場合は～と考えられるかも。」等の示唆をしながら、児童が主体的に選択をしたり、自己決定したりできるよう情報提供をする。
- ・「そういう時は～という言い方がいいよ。」「～について考えてごらん。」等、具体的な内容を伝えると児童が選択、決定しやすくなる。

【別添7】

いじめ実態把握シート

記入日：令和 年 月 日（ ）

記入者：

聴取児童名	年 組 番
発生日時	
発生場所	
関係児童名	被害児童名： 加害児童名： 傍観児童名：
いじめの態様	<input type="checkbox"/> 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 <input type="checkbox"/> 仲間はずれ、集団による無視をされる。 <input type="checkbox"/> 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 <input type="checkbox"/> ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 <input type="checkbox"/> 金品をたかられる。 <input type="checkbox"/> 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 <input type="checkbox"/> 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 <input type="checkbox"/> パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
内 容	
いじめの概要 主語を明確に 態様の具体 児童の気持ち	
要因・背景	
現在の状況	
児童の心情 要望	

【別添8-1】

いじめ対策委員会記録①（1回目）

1 開催

日時	令和 年 月 日 () : ~ :	会場	
出席者			

2 概要

被害児童	年 組
加害児童	年 組
関係児童	年 組
態 様	
発生期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
概 要 いつ どこで 誰が 誰に 何を(程度) 行ったか	

3 いじめの認知判断 ※判断できない段階では、「いじめの疑い」として調査・見守りを

いじめとして認知	・	いじめの重大事態として認知	・	いじめとして認知せず
----------	---	---------------	---	------------

4 指導・支援の内容

	指導・支援の内容	期限	対応者
被害児童			
被害児童の 保護者			
加害児童			
加害児童の 保護者			
関係児童			

【別添8-2】

いじめ対策委員会記録②（2回目以降）

1 開催

日時	令和 年 月 日() : ~ :	会場	
出席者			

2 これまでの指導・支援と現在の児童（保護者）の状況

	これまでの指導・支援の内容	児童・保護者の状況
被害児童		
被害児童の保護者		
加害児童		
加害児童の保護者		
関係児童		

3 今後の指導・支援の体制

	指導・支援の内容	期限	対応者
被害児童			
被害児童の保護者			
加害児童			
加害児童の保護者			
関係児童			

4 いじめ解消判断基準

	<input checked="" type="checkbox"/>	いじめに係る行為が止んでいる期間： 年 月 日～ 年 月 日
①		いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月）
②		被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（本人や保護者に確認）

【別添9】

被害児童や加害児童等への対応

1 被害児童への対応

	キーワード	具体的な対応
①	感謝	いじめの事象について、相談に来てくれたことを褒める。
②	安心	具体的な支援内容を示し、最後まで守り抜くことを伝える。
③	受容	事実とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感する。
④	繰り返し	児童が訴えた言葉を復唱する。
⑤	質問	分からないことを質問する。
⑥	自信	児童が努力していること等を認め、励まし、自信をもたせる。
⑦	交友関係の醸成	人間関係の再構築を具体的に提示する。
⑧	自立支援	自己理解を深め、改善点については、一緒に克服していくことを伝える。

2 加害児童・関係児童（②～⑧）への対応

	キーワード	具体的な対応
①	確認	他の児童と離れた場所で、事実確認を正確かつ迅速に行う。
②	傾聴	いじめをして（見て見ぬふりをして）しまった気持ちや状況について、十分に聴く。
③	内省	被害児童の気持ちを認識させ、反省を促す。
④	指導	教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
⑤	謝罪	自分の行為の責任をとる方法（謝罪の方法等）を一緒に考える。
⑥	行動修正	理由を丁寧に聴き、必要に応じて正しい考え方や行動の仕方を伝える。
⑦	交友関係の醸成	人間関係の再構築を具体的に提示する。
⑧	成長の支援	自己有用感を高める支援（ありがとう等）で、所属感を高める。

3 被害児童の保護者への対応

	キーワード	具体的な対応
①	報告	速やかに事実を説明する。
②	謝罪	児童につらい思いをさせてしまったことについて、謝罪をする。
③	見通し	全教職員で児童を守り、早期解決に向けて取り組むことを伝える。
④	協議	解決に向けた具体的な方針を伝え、協議する。
⑤	依頼	家庭でも、児童の気持ちを聴くようお願いする。
⑥	受容	保護者のつらさや不安を受け止める。

4 加害児童・関係児童（適時）の保護者への対応

	キーワード	具体的な対応
①	報告	速やかに事実を説明する。
②	寄り添い	教職員が保護者とともに児童を育てる姿勢を示す。
③	助言	児童が「非」に気付き、内省が図られるよう助言する。
④	助言	被害児童の保護者への謝罪や児童の対応について助言する。
⑤	受容	保護者の怒り、情けなさ、自責の念、不安等を理解する。
⑥	焦点化	事案と関係のない話をしない。